

大井憲太郎と南洋貿易

——南洋貿易株式会社創立申請書など——

高 橋 賢

はじめに

自由党領袖で大阪事件計画者として知られる大井憲太郎と南洋貿易の関係については、以下の事項が判明している。

後年孫文に多額の資金援助をしたことで知られる梅屋庄吉は、兵略商略を並行して富国をはかり日本人こそアジア革新の指導者となるべきとの大井の主張に感銘し、1894年（明治27）3月、大井に南洋貿易と移民の計画をもちかけた。これに賛同した大井は翌年4月、養子の千之と代議士の清水栄三郎を、梅屋同行にてシンガポールに派遣する⁽¹⁾。大井自身は6月頃、一時帰国した梅屋に伴われてシンガポールに向かい千之・清水と合流し、丸山友次郎経営の大和館に下宿する⁽²⁾。この時詠んだであろう「赴新嘉坡」と題する七言絶句には、「怒浪漲天衝海城。狂風掠耳雨縦横。雄心頓動吞舟策。出沒胸中百万兵」とある⁽³⁾。同年12月7日付『神戸又新日報』で、大井は「新嘉坡に到りて粗ぼ貿易業が若干の利潤を取得し居るを知り又略ぼ貿易業が海外大市場に於て奈何に行はれつゝあるかを知」ったと述べ、神戸商業会議所がオーストラリアに日本産商品の陳列所を設ける計画に関して、「安価製造者をして殆んど算当の立ざらしむるが如き低価（自然の競争結果此極に至りたる価値）を以て我商品を陳列し一般需要者に其値の低度を知らしめ「貿易家の

利を奪ふ」、「商品輸出の事たる一種冒険的精神に犯されたる貿易商に依りて始て成るものなり」として、「断じて自今中止」を求めると意見した。大井は1896年（明治29）春、シンガポールに上陸した宮崎滔天らを旅館扶桑館に案内し、酒肴を供して歓待。滔天はその模様を「彼其美人？を抱いて疏髻を撫し、ビールを傾け生卵子を啜り、意気傲然として東方経論を説き、スマタラ開拓を談ずる處、血氣の壯夫をして顔色なからしむ。亦旅中の一快事なりき」と記した⁽⁴⁾。大井は1898年（明治31）頃、東京市芝区三島町10で南洋貿易商會を営業する⁽⁵⁾。

もっとも以上の事項だけでは、大井と南洋貿易の関係を論じるにはあまりに情報が不足している。よって正面から大井と南洋貿易の関係を検討した論考は存在しない。情報不足の原因には、かつて福島新吾氏が指摘したように、「殆ど唯一の伝記」である平野義太郎『馬城 大井憲太郎伝』が「東南アジア、中国東北三省（満州）への渡航等にふれなかった」点、大井をめぐる「第一次史料はもはやほとんど発見できそうにもない」点が挙げられる⁽⁶⁾。

ところが近年中元崇智氏は、1887年（明治20）旧自由党系栗原亮一執筆の「亜細亜貿易趣意書」を考察し、栗原が「清国、印度、暹羅、安南、緬甸、南洋群島等」アジア各国と日本が貿易し、利益を得ようと考え

た」こと、「アジアに侵略する西洋列強への対抗のために、アジア連帯論、国内への西洋資本の進出の防止という論点からアジア貿易の必要性を唱えている」こと、「国権拡張は兵力だけでなく、貿易＝商権拡張を背景として行われる」としたことを指摘した⁽⁷⁾。この指摘は、上記大井の主張・行動と似通っている。これをふまえるならば、大井と南洋貿易の関係の検討は、その伝記研究にとどまらず、「亜細亜貿易趣意書」以後、(旧)自由党系のアジア貿易(通商)計画が、どのような展開過程を経たのかを知るうえで、意義あることといえよう。

そこで本稿では、今後の検討に資すべく、情報不足を補うため、大井が発起に関与した南洋貿易株式会社をめぐる史料を紹介する。これは大井の自署捺印がある一次史料であるが、管見の限り翻刻や言及はなされていない。

解題

紹介する史料は、国文学研究資料館所蔵愛知県庁文書の『自明治廿九年至同三十一年会社関係書類綴 第五課商工係』(請求番号N24-298、以下『会社関係書類綴』と略記)に綴じられている、①「南洋貿易株式会社創立申請書」・②「南洋貿易株式会社設立目論見書」・③「南洋貿易株式会社仮定款」である。①～③は、1893年(明治26)7月1日に施行された商法及商法施行条例中改正並施行法に基づき、設立発起人が発起認可を得るため、愛知県に提出した⁽⁸⁾。発起人には、大井憲太郎(東京市)を筆頭に、大久保要蔵(茨城県)⁽⁹⁾・小久保喜七(茨城県)⁽¹⁰⁾・三輪準一(岐阜県)⁽¹¹⁾・石井鼎(岐阜県)⁽¹²⁾・古井由之(岐阜県)⁽¹³⁾・祖父江道雄(愛知県)⁽¹⁴⁾・小川政孝(東京市)⁽¹⁵⁾・加藤喜右衛門⁽¹⁶⁾(愛知県、ただし加藤の名前は発起認可前に削除)・林照太郎(岐阜県)⁽¹⁷⁾・谷金

吾(岐阜県)⁽¹⁸⁾が名を連ねる。①～③のいずれも各発起人が住所・氏名を記した体裁で、少なくとも大井は自署している⁽¹⁹⁾。なお①～③の本文の筆跡は同一とみられるが、11名の住所・氏名の筆跡とは異なるようである。

大久保以下10名が大井に同調した経緯は、必ずしも明らかではない。ただし各人の経歴から発起人は、大井・小久保・祖父江・加藤の自由党系グループ⁽²⁰⁾と、大久保・三輪・古井・林・谷の茨城・岐阜両県の県会議員グループに大別できる(石井と小川の経歴の詳細は、今回知見を得られなかった)。とりわけ後者は、総じて地方名望家にふさわしい経歴と財産を有していよう⁽²¹⁾。あえて彼らが大井に同調した経緯を推測するなら、大井はまず小久保・祖父江・加藤に構想をもちかけ、茨城県議員の小久保は大久保へ、名古屋市議員の祖父江あるいは愛知県第六区選出衆議院議員の加藤は名古屋市寄留の林経由で三輪・古井・谷へ、各々働きかけをおこなったのではないだろうか。自由党系グループは発起に際して、県会議員グループの資金力に期待を寄せていたのであろう。

紹介史料によれば、同社設立の目的は、タル(樽?)・米穀・菓種・烟草(発起認可前に削除)・木綿・雑貨・呉服類などの直輸出入と、委託品の売買にあった。資本金は7万5千円。発行株式は3千株(1株25円)。発起人の引受株数は大井200株・谷200株・三輪100株・石井100株・古井100株・大久保50株・祖父江50株・小久保50株・小川50株・加藤50株・林50株。取締役と監査役は、50株以上を有する株主中から株主総会における選挙によって選出される。役員は、取締役5名・監査役3名・相談役若干を置くとした。本店は林の居留地と同じ名古屋市南呉服町百十四番戸に置き、支店は香港・マニラに、その他支店代理店は大阪・シンガポール・カルカッタ・バタビヤ・フリーマント

ル・ラングーン・南洋諸島などに漸次設置するとした。

同社の発起認可までのプロセスは次頁の表の通りである。補足すれば、発起人総代の林・祖父江は1896年12月21日、創立申請書・設立目論見書・仮定款を進達するよう名古屋市長に願ひ出る。これを受けて名古屋市長は12月26日、委託販売方法書・設立目論見書并仮定款訂正届を発起人総代林から提出させたうえで、愛知県に詮議を副申。愛知県知事は、あらかじめ東京府知事・茨城県知事・岐阜県知事に発起人の身元を照会し、翌年3月19日、副申を添えて農商務大臣に発起認可を進達した。その後、農商務省・愛知県間での照会と回答、発起人総代林による設立目論見書・仮定款の訂正（この時、煙草が取扱品目から削除された）を経て、10月14日に農商務省から発起認可の通牒が発せられる（ただし、さらなる設立目論見書の訂正が求められた）。約10カ月におよぶ認可までのプロセスからは、愛知県と農商務省の株式会社発起をめぐる慎重な姿勢を看取し得よう。なお同社の発起認可後の動向は、今後の調査を俟つ。

史料の翻刻

(凡例)

- 一、字体は常用漢字を用いた。
- 一、頭註は、省略した。
- 一、ㄱ、ㄴ、ㄷについては、トモ、コト、トキにそれぞれ改めた。
- 一、文字が抹消されている場合は一を付し、訂正された文字がある場合は、上傍に記した。
- 一、印章はその形により㊦㊧と表記した。
- 一、注記には（ ）を用いた。
- 一、異筆は「 」で示し、注記を付した。
- 一、朱書は『 』、挿入符は〇で示した。
- 一、差別にかかわる表現がみられるが、原文の歴史性を考慮してそのままとした。

① 南洋貿易株式会社創立申請書 南洋貿易株式会社創立申請書

私共儀今般南洋貿易株式会社ノ創設シ内外貿

易ヲ主トシ彼我ノ物産タル米穀葉種烟草木綿
雜貨陶器呉服類等ノ直輸出入ヲ為シ時宜
ニ依リ

ヲ委託販売委託買入營業仕度候間特別ノ御詮議ヲ以テ右会社創設ノ儀御許可被成下度別冊設立目論見書仮定款相添此段奉申請候也
明治貳拾九年十二月廿壹日
南洋貿易株式会社創立発起人

(異筆)
「東京市本郷区東北町貳拾六番地
大井憲太郎」(朱印)㊦

(異筆)
「茨城県結城郡中結城村大字菅谷五拾三番地
大久保要造」(朱印)㊦

(異筆)
「茨城県猿島郡新郷村大字中田七十一番
小久保喜七」(朱印)㊦

(異筆)
「岐阜県上石津郡時村上区六番戸
三輪 準一」(朱印)㊦

(異筆)
「岐阜県山県郡巖美村福富十八番戸
石井 鼎」(朱印)㊦

(異筆)
「岐阜県不破郡垂井町五十番戸
古井 由之」(朱印)㊦

(異筆)
「愛知県名古屋市吹出町廿四番戸
祖父江道雄」(朱印)㊦

(異筆)
「東京市芝区公園第九号地五番
小川 政孝」(朱印)㊦

(異筆)
「愛知県海東郡津島町八百九十八番戸
加藤喜右衛門」(朱印)㊦

(異筆)
「岐阜県賀茂郡太田町百七十六番戸
当時名古屋市南呉服町百十四番戸寄留
林 照太郎」(朱印)㊦

(異筆)
「岐阜県多芸郡船着村五十八番戸
谷 金吾」(朱印)㊦

② 南洋貿易株式会社設立目論見書

南洋貿易株式会社設立目論見書

第一 当会社ハ株式組織トス

第二 当会社ハ内外貿易ヲ業トシ彼我ノ物産

『タル米穀葉種烟草木綿
雜貨陶器呉服類等ノ』『時宜ニ依リ』
〇直輸出入ヲ為シ傍ヲ委託販売委託買
入ヲ囑託スルモノアレハ其依頼ニ応ス

(4)

大井憲太郎と南洋貿易

発起認可までのプロセス

番号	年月日	発信	着信	件名	内容
①	1896年 12月21日	発起人総代林照太郎・ 祖父江道雄	名古屋市長	発起申請書進達願	創立申請書・設立目論見書・仮定款の農商務省への進達を願い出る。
②	1896年 12月	発起人総代林照太郎	名古屋市長	委託販売方法書	販売価格は委託者指定の価格による。実費・手数料は委託者より徴収する。手数料は取扱品の難易により、売買価格の100分の25以内とする。本会社の委託品の売買をおこなう目的は、手数料の徴収にある。
③	1896年 12月25日	発起人総代林照太郎	名古屋市長	設立目論見書・仮 定款訂正届	設立目論見書・仮定款の訂正届。
④	1896年 12月26日	名古屋市長	愛知県知事	発起申請書副申	発起申請書の詮議を副申。
⑤	1897年 1月9日	愛知県知事	東京府知事	発起人身元照会	大井・小川について、動産・不動産価格、地租・所得納税、破産または家資分散処分を受け復権していない者、信用に関する犯罪、を照会。
⑥	同上	同上	次城県知事	同上	大久保・小久について、同上の照会。
⑦	同上	同上	岐阜県知事	同上	古井・石井・谷・三輪・林につて、同上の照会。
⑧	1897年 1月23日	岐阜県知事	愛知県知事	発起人の身元につ き回答	古井・石井・谷・三輪・林の身元調書。
⑨	1897年 1月25日	茨城県知事	愛知県知事	発起人の身元につ き回答	大久保・小久保の身元調書。
⑩	1897年 2月19日	愛知県知事	東京府知事	発起人身元照会の 督促	大井・小川の身元調書の督促。
⑪	1897年 3月9日	東京府知事	愛知県知事	発起人の身元につ き回答	大井・小川の身元調書。
⑫	1897年 3月19日	愛知県知事	農商務大臣	株式会社発起申請 進達	発起認可を進達。発起人は概ね他府県者で企業に適するかの、また企業が実際の需要および一般状況に適するかの確言し難く、良好の結果を得られるか不明との副申を添える。
⑬	1897年 4月2日	農商務省商工局長	愛知県知事	発起人身元調書の 回報・意見開示に つき照会	発起人が他府県者であるとの意見は調査し不要。発起人身元調書のお返り、企業がその地方の状況に応じているか意見を求める。
⑭	1897年 4月9日	愛知県知事	農商務省 商工局長	意見・発起人財産 調書につき回答	当地方においても南洋地方に輸出すべき雑貨が多少あり、確実な会社を設立すれば便宜を得られると、身元調書を添えて回答。
⑮	1897年 4月20日	農商務省商工局長	愛知県知事	煙草・薬種免許お よび目論見書・仮 定款訂正につき照 会	南洋貿易株式会社が輸出入する物品に薬種と煙草があるが、煙草は営業免許、薬種は薬種商の免許鑑札を受け、その謄本を添付する必要がある。かつそれに依りて設立目論見書・仮定款の訂正を示達されたい。
⑯	1897年 4月26日	愛知県内務部長	名古屋市長	同上	同上
⑰	1897年 9月21日	発起人総代林照太郎	名古屋市長	薬種商免許鑑札謄 本	林照太郎名義の薬種商免許鑑札謄本を添える。
⑱	1897年 9月29日	名古屋市長	愛知県知事	訂正書につき回答	設立目論見書・仮定款の訂正届を送付。
⑲	1897年 10月5日	愛知県知事	農商務省商 務局長	発起認可の再進達	設立目論見書・仮定款の訂正届を送付。発起認可の取り計らいを進達。
⑳	1897年 10月14日	農商務省商務局長	愛知県知事	発起認可通牒	10月14日付で発起を認可。ただし設立目論見書に不備があるので、訂正書を徴した上で指令書を交付するよう通牒。訂正書の回付を求める。
㉑	1897年 10月18日	愛知県内務部長	名古屋市長	発起認可指令書交 付につき照会	発起は認可されたが、設立目論見書の訂正書を徴した上で指令書を交付するよう照会。訂正書の回付を求める。
㉒	1897年 10月25日	発起人総代林照太郎	名古屋市長	設立目論見書訂正 書	農商務大臣宛の設立目論見書の訂正書を提出。
㉓	1897年 10月26日	名古屋市長	愛知県内務 部長	指令書交付の回答	指令書を交付した旨、設立目論見書の訂正書を添えて回答。
㉔	1897年 10月28日	愛知県知事	農商務省商 務局長	同上	同上

* 『会社関係書類綴』所収の愛知県内務部第五課商工係立案の案文と、発起人総代・名古屋市長・東京府・茨城県・岐阜県・農商務省から愛知県に届いた文書より作成。

『コトアルヘシ』
ルヲ以テ目的トス

第三 当会社ニ於テハ内外他会社ヨリ其代理
店ヲ囑セント欲スルモノアレハ『時宜ニ依リ』の亦是
依頼ニ応スルコトアル可シ

第四 当会社ハ運漕汽船ヲ購入シテ貿易用ニ
供スルコトアル可シ

『三』
第五 当会社ハ南洋貿易株式会社ト称シ本店
愛知県市南呉服町百拾四番戸
ヲ名古屋〇ニ置キ支店代理店ヲ
香港、呂宋、マニラ、〇カルカッタ〔印
理店ハ大阪新嘉坡〕
度)、ハタヒヤ(瓜哇)、フリマンテル
(濠洲)、ビルマ国、ラングン南洋諸島
等ニ漸時設クルモノトス

『四』
第六 当会社資本ノ総額ハ七万五千円ニシテ
株式総数参千株一株ノ金額ハ貳拾五円
トス

『五』
第七 当会社存立年限ハ設立許可ノ日ヨリ滿
十五ケ年トス
但シ株主總會ノ決議ニ由リテハ存立時期營業期限
ヲ延スコトアルヘシ

『六』
第八 当会社資本金使用ノ概算左ノ如シ

一 金七万五千円也 総資本額
内訳

一 金七万四千円 營業資金經費流用

一 金壹千円 創業費

合計金七万五千円

収支予算ノ事

収入概算ノ部

一 金貳万貳千五百円 売買金高平均半年
分拾五万円ト仮定シ其一割半ノ口銭

支出概算ノ部

一 金壹万九百七拾八円 内外本支店諸經
費及給料

収支差引

一 金壹万壹千四百参拾貳円也

益金分配

一 金壹万壹千四百参拾貳円也
内訳

金壹千壹百五拾円 積立金 (益金百分

ノ十)

金五百七拾五円 別途積立金 (同百
分ノ五)

金五百七拾五円 役員賞譽金 (同百
分ノ五)

金九千円 株主配当 (即一割
二歩ニシテ年二割
四分ニ当ル)

金貳百参拾貳円式 繰越金
計金壹万壹千四百参拾貳円也

『七』
第九 当会社発起人ノ氏名住所及ヒ其引受株
数ハ左ノ如シ

株 数	住 所	氏 名
〔一〕 貳百株	東京市本郷区東北町貳拾 六番地	大井 憲太郎 〔印〕
〔一〕 壹百株	岐阜県上石津郡時村上区 六番戸	三輪 準一 〔印〕
〔一〕 五拾株	茨城県結城郡中結城村大 字菅谷五拾三番地	大久保 要造 〔印〕
〔一〕 壹百株	岐阜県山県郡巖美村福富 十八番戸	石井 鼎 〔印〕
〔一〕 壹百株	岐阜県不破郡垂井町五十 番戸	古井 由之 〔印〕
〔一〕 五拾株	愛知県名古屋市中吹出町廿 四番戸	祖父江 道雄 〔印〕
〔一〕 五拾株	茨城県猿島郡新郷村大字 中田七十一番	小久保 喜七 〔印〕
〔一〕 五拾株	東京市芝区公園第九号地	小川 政孝 〔印〕
〔一〕 五拾株	愛知県海東郡津島町八百 九十八番戸	加藤喜右衛門 〔印〕
〔一〕 五拾株	岐阜県賀茂郡太田町百七十六番 戸 当時名古屋市南呉服町百 十四番戸	林 照太郎 〔印〕
〔一〕 貳百株	岐阜県多芸郡船着村五十 八番戸	谷 金吾 〔印〕

南洋貿易株式会社諸經費及給料等支出
総予算案

一 金壹万九百七拾八円也 六ケ月分諸經
費及給料 (元受)

内訳 (受払)

金貳千円 本店諸経費及給料

金四千円 支店同断 (一支店ニ付
貳千円)

金七百^貳拾^五拾^五円 支店社員渡航費八人分
但シ一人ニ付平均九拾^五円宛トス

金壹千八百^五円 本社視察員出張費四人分
但シ一人ニ付平均四百五拾^五円宛トス

金壹千五百^五円 支店創業費

金九百^五參^五拾^五八^五円 本店臨時費補充

合計壹万九百七拾^五八^五円

(説明) 支店詰社員渡航費ト支店創業費ト
ハ一回支出ニ止ルモノナレトモ之ヲ經常費ニ
加ヘタルハ渡航費ニ付テハ社員ノ交代又ハ一
時帰朝ヲ命スルコトアルヲ以テナリ創業費ノ
如キ又翌年ヨリハ支店維持費トシテ本店ニ備
ヘ置クノ考案アレハナリ

本店諸経費及給料受払予算案

一 金貳千円也 ^{六ヶ月}半ケ年分諸経費及
給料 (元受)

内訳 (受払)

金七拾五^五円 社長一名給料 (年手当
百五拾^五円)

金壹百八拾^五円 専務取締役一名給料
(月參拾^五円ツ、)

金五拾^五円 取締役二名給料 (年手
当五拾^五円ツ、)

金九拾^五拾^五円 ^{四拾五}監査役三名 (年俸參
拾^五円ツ、)

金壹百貳拾^五拾^五円 支配人給料 (月貳拾^五
円)

金壹百八拾^五拾^五円 事務員貳名給料 (月拾^五
五円ツ、)

金壹百貳拾^五拾^五円 書記二名給料 (月拾^五
円ツ、)

金壹百八拾^五拾^五円 雇員五人給料 (月六^五
円ツ、)

金八拾^五拾^五円 ^九諸雑費 (月拾五^五円ツ、)

金參百^五円 内地出張費 (月五十^五
円ツ、)

金壹百八拾^五拾^五円 家賃及倉庫料 (月三十^五
円ツ、)

金八拾^五拾^五円 電信郵便 (月十五^五
円ツ、)

金參百六拾^五拾^五五^五円 臨時費 (月六拾^五
〇^五円ツ、)

計貳千円也 (一ヶ月ニ付三百三十三^五円宛ノ
割)

各支店諸経費及給料受払予算案

但シ支店ヲ平均シテ一支店ノ予算ヲ
為シタルモノトス

一 金貳千円也 諸経費及給料元受

内訳 (受払)

金四百八拾^五拾^五円 支店長一名給料 (月八
十^五円ツ、)

金四百貳拾^五拾^五円 支店詰社員^貳四名給料
(月三十五^五円ツ、)

金參百^五円 家賃 (月五十^五円ツ、)

金參百參拾^五拾^五円 諸雑費 (月五十五^五
円ツ、)

金百貳拾^五拾^五円 郵便電信 (月二十^五
円ツ、)

金七拾貳^五拾^五円 雇員二名給料 (月六^五
円ツ、)

金貳百七拾^五拾^五八^五円 臨時費 (月四十六^五
円ツ、)

計貳千円也

一ヶ月ニ付平均每支店三百三十三^五円三十三
錢余トナル蓋シ支店ノ位置ニ依リ多少
ノ増減ナキ能ハス

右之通

明治貳拾九年十二月廿壹日

^(異筆)「東京市本郷区東北町貳拾六番地
大井 憲太郎」^(朱印) ㊟

^(異筆)「茨城県結城郡中結城村大字菅谷五拾三
番地 大久保 要造」^(朱印) ㊟

^(異筆)「茨城県猿島郡新郷村大字中田七十一番
地 小久保 喜七」^(朱印) ㊟

〔異筆〕
「岐阜県上石津郡時村上区六番戸
三輪 準一」 (朱印)

〔異筆〕
「岐阜県山県郡巖美村福富十八番戸
石井 鼎」 (朱印)

〔異筆〕
「岐阜県不破郡垂井町五十番戸
古井 由之」 (朱印)

〔異筆〕
「愛知県名古屋市吹出町廿四番戸
祖父江 道雄」 (朱印)

〔異筆〕
「東京市芝区公園第九号地五番
小川 政孝」 (朱印)

〔異筆〕
「愛知県海東郡津島町八百九十八番戸
加藤喜右衛門」 (朱印)

〔異筆〕
「岐阜県賀茂郡太田町百七十六番戸
当時名古屋市南呉服町百十四番戸寄留

林 照太郎」 (朱印)

〔異筆〕
「岐阜県多芸郡船着村五十八番戸
谷 金吾」 (朱印)

③ 南洋貿易株式会社仮定款

南洋貿易株式会社仮定款

第一章 総則

第一条 本社ノ目的ハ南洋貿易ヲ専務トシ彼

『タル米穀菜種烟草木綿
雜貨陶器呉服類等ノ』 『時宜ニ依リ』
我ノ物産ノ直輸出入ヲ為シ傍ヲ委託

販売委託買入ノ囑託ニ応シ並ニ内外
国他会社ノ代理店ノ委託セラル、ト
『コトアルヘシ』
キハ其依頼ニ応スルニ在リ

『第二条』 本社ハ營業上ノ都合ニ因リ船舶ヲ
買入レ本社貿易用ニ供スルコトヲ
ルヘシ

『二』
第三条 本社ハ株式組織トス

『三』
第四条 本社資本金ハ七万五千元トス

『四』
第五条 本社ノ名称ヲ南洋貿易株式会社トス

『五』
第六条 本社ハ本店ヲ^{愛知県 市南呉服町}
名古屋^{百十四番戸}ニ置キ
支店

『ヲ香港呂宋マニラニ設置ス其他支店代理店ヲ
大阪新嘉坡カルカッタ (印度) バタビヤ (瓜
哇) フリマンテル (濠洲) ビルマ国ラン
ゲン南洋諸島等ニ漸時設クルモノトス』
及代理店ヲ左ノ地ニ置ク

香港 (英領清国)

マニラ (西班領呂宋島)

ハタビヤ (蘭領スマタラ)

ランゲン (英領ビルマ国)

カルカッタ (英領印度)

フリマンテル (西濠洲)

以上六各所支店

大阪 新嘉坡

以上二ヶ所代理店

第六条 本社存立年限ヲ^{時期ハ設立免許ノ日ヨリ}滿十五ヶ年トス^{時期}
但シ株主總會ノ決議ニ依リ此期限
ヲ延長スコトアルヘシ

第二章 株式株金払込

『七』
第八条 本社ノ株式ハ三千株ニシテ一株ノ金
式拾五円トス

『八』
第九条 株式一個ニ付株券一枚ヲ発行スルモ
ノトス

但シ全額払込前ハ仮株券ヲ以テ本
株券ニ代用シ全額払込ノ上交換ス
ヘシ

『九』
第十条 第一回株金ノ払込ハ一株ニ付其四

分一即六円式拾五銭トシ次ニ其半額

日以内但シ^(朱印)
証拠金併算 林照太郎
宛ヲ募集ス其期日左ノ如シ

第一決 会社設立免許ノ日ヨリ三
周日以内但シ証拠金払算

第二決 第一次払込期日ヨリ十ヶ
月以内

第十一条 第二回以下ノ払込ハ株主總會ノ決
議ヲ經テ其募集額ト期限ヲ定ムル
モノトス

『一』
第十三条 払込期日ヲ過クルモ尚株金ノ払
込ヲ為サ、ルトキハ金百円ニ付
四銭ノ淹滞日歩ト催促費用トヲ
追徴ス

払込期日ヲ過クルモ尚株金払込ヲ為サ、ルト
キハ本社ハ更ニ少クトモ十四日ノ期間ニ
払込ノ催告書ヲ発ス仍ホ此期間ヲ経過スル
モ払込ヲ為サ、ルトキハ本社ハ其株主ニ通
知シテ

『二』
第十三条 払込催告ノ日ヨリ十四日ヲ経過

- スレハ株式ヲ公売シテ前条ノ金額ヲ引去リ其余金ハ之ヲ本人ニ還付シ不足アレハ之ヲ追徴ス
- 『三』
第十四条 本社ハ株式名簿ヲ作り左ノ要件ヲ記載ス
- 一 株主ノ氏名住所株数及番号
 - 一 株式ノ払込額其取得譲与ノ日付并ニ一切ノ要件
- 第三章 株式移転及書替
- 『四』
第十五条 株式ノ移転ニ由リテ生スル株主ノ『第十五条ノ手續ヲ了シタル』権利義務ハ本社備付ノ株主名簿登録ノ日ヨリ始マルモノトス
- 『五』
第十六条 株式ノ売買譲与ニ由リテ株券ノ書替ヲ求ムルトキハ本社規定ノ書式ニ従ヒ^{双方}本人ノ記名捺印アル書面ヲ
- 『本社ハ株式名簿ニ照合シタル上相当ノ手續ヲナスヘシ此手續ヲ了セサル間ハ株式ノ権利義務ノ移転セサルモノトス』
- 本社ニ差出ス可シ○
- 但シ相続又ハ贈遺ニ由リテ求ムル書替ニハ親族若クハ証人ニ名以上ノ証明ヲ要ス
- 『六』
第十七条 左ノ場合ニ於テハ本人ノ請求ニ応シテ新株券ヲ公布ス
- 一 株券ノ紛失焼毀又ハ汚損シタル時
 - 二 法律命令ノ作用ニ由リテ株券ヲ取得シタル時
- 『七』
第十八条 紛失ノ場合ニ於テ広告ノ必要アルトキハ五日以上二種以上ノ新聞紙ニ広告シテ新株券ヲ交付スルモノトス
- 但シ其広告費用ハ本人ノ支弁トス
- 『八』
第十九条 株券書換ノ手数料ハ一枚金五銭新券交付ハ一枚金十銭トス
- 『九』
第二十条 株券取得者ハ本社ニ向テ住所氏名及印鑑ヲ届置クヘシ住所氏

- 名若クハ印章ヲ更改シタルトキモ亦同シ
- 第二十一条 如何ナル事由アルモ本社ニ対シ会社ノ解散前ニ払込金ノ取戻ヲ請求スルコトヲ得ス
- 『一』
第二十三条 本社ニ於テ計算閉鎖ノ広告ヲ為シタル後（即チ通常総会前三十日以内ハ）株券ノ書替ヲ停止ス
- 第四章 役員及重役会議
- 『二』
第二十三条 本社ノ役員左ノ如シ
- 取締役 五名
内社長一名副社長及専務取締役各一名ヲ置クコトアルヘシ
- 監査役 三名
相談役 若干
- 『三』
第二十四条 取締役及監査役ハ本社ノ株式^{五拾}壹百株以上ヲ有スル株主中ヨリ總會ニ於テ之ヲ選挙ス
社長副社長専務取締役ハ取締役中ニテ之ヲ互選ス
- 『四』
第二十五条 本会社ノ取締役ハ三ケ年監査役ハ二ケ年ヲ以テ任期トス
但シ再選ニヨリ重任スルコトヲ得
- 『五』
第二十六条 取締役ハ在職中ノ責任担保トシテ其持株^五參拾株ヲ本社ニ預置ヘシ本社ハ融通ヲ為サ、ルカ為メニ本人立会ノ上封印ヲナシ金庫内ニ之ヲ保存ス
但シ事務引継ヲ終リタル退任者ニハ一ケ年経過ノ後之ヲ返付ス
- 『六』
第二十七条 取締役監査役相談役ニ欠員アリタルトキハ直ニ其補欠選挙ヲ為ス
但シ業務ニ差支ナク法定ノ人員ニ不足ナキトキハ此限ニアラス

- 補欠選挙ニ由リテ就任セシ当
選者ノ任期ハ前任者ノ残任期
間トス
- 『七』
第二十八条 社長ハ会社全般ヲ統轄シ定款ノ
規定ト取締役ノ協議ニ依リテ專
ラ社務ノ整理会社ノ隆盛ヲ謀リ
会社内外ノ事務ヲ総理スルモノ
トス
- 『八』
第二十九条 社長取締役ハ重役会議ニ於テ会社
ノ営業規則其他必要ノ細則ヲ
設クルコトヲ得
- 『二』『九』
第三十条 監査役ハ社長取締役ノ業務
施行ヲ監視シテ其当否ヲ検案シ
並ニ業務上一切ノ過怠失誤不整
等ヲ監査シ之ヲ諸計算報告、財
産目録、利益配当案等ヲ検査シ
之ヲ株主總會ニ報告スル等ノ事
ヲ掌ル
- 第三十一条 監査役ハ何時タリトモ本社ノ帳
簿証書類及財産等ヲ検査シ必要
ト認ムル場合ニ於テハ取締役会
ニ臨席シテ自己ノ意見ヲ陳フル
コトヲ得
- 『一』
第三十二条 相談役ハ本社ノ必要ナル相談ニ
預リ其意見ヲ陳フルモノトス
- 『二』
第三十三条 本社重役ノ給料ハ監査役ノ意見
ヲ聞キ且ツ左ノ範囲内ニ於テ重
役会議之ヲ定ム
社長 月俸金壹百五十拾円以下
副社長及専務取締役
月俸金百貳拾円以下
取締役 年俸金四百円以下
監査役 年俸金貳百円以下
相談役 年俸若干
但シ相談役ノ報酬ハ事務ノ繁閑
ニ從ヒ毎年度ノ重役会議ニ於テ
之ヲ定ム
- 『三』
第三十四条 海外出張旅費及在勤補給ハ細則
ヲ以テ之ヲ定ム
- 『四』
第三十五条 重役会議ノ決議ハ議事録ニ登録

シ社長取締役記名捺印シテ会社
ニ之ヲ保存ス

第五章 株主總會

- 『五』
第三十六条 株主總會ハ定式臨時ノ二種トス
定式總會ハ毎年七月ニ之ヲ開ク
モノトス臨時總會ハ左ノ場合ニ
於テ之ヲ招集ス
一 取締役又ハ監査役ニ於テ
必要ト認ムルトキ
二 総株金^五四分一以上ニ当ル
株主^{會議ノ目的ヲ示シ}ノ請求アリシトキ
- 『六』
第三十七条 定式ト臨時トヲ問ハス總會ハ十
五日前ニ開会ノ日時場所等ヲ各
株主ニ通知スヘシ
但シ急速ヲ要スル場合ニ於テ
ハ其期日ノ短縮スルコトヲ得
- 『七』
第三十八条 定式總會ニ於テハ重役ヨリ報告
スル前年度ノ計算書、財産目
録、貸借対照表、事業報告書、
利息及配当金ノ分配案等ヲ議定
ス
シ当期改選ノ重役ヲ選挙ス
- 『八』
第三十九条 臨時總會ニ於テハ重役ヨリ報告
ヲ受タル事項（即チ開会ヲ要ス
ル議目）ノ外他議ニ渉ルヲ得ス
株主總會ノ議長ハ社長之ニ
任シ社長事故アルトキハ取締役
中ノ一名之ニ代ル
- 第四十条 總會ノ議事ハ株主全員十分一以
上株金四分一以上ニ当ル出席員
アルニ非レハ其効ナシ
但シ商法第二百三条ノ場合ハ
此限ニアラス
- 『一』
第四十一条 總會ノ決議ハ出席株主ノ過半数
ニ依リ可否同数ナルトキハ議長
ノ決スル所ニ依ル
但シ定款改正任意解散ハ此限
ニ非ス
- 『二』
第四十二条 總會ニ於テ出席員ノ数定員ニ足
ラサルトキハ^{出席株式議決權ノ}出席大ノ過半数ヲ

以テ仮議決ヲ為シ更ニ二十四日以内ニ總會ヲ招集スヘシ

但シ再度ノ總會ニ於テ仍ホ定員ニ不足アルトモ其總會ニ於テ前議決ヲ認可セシ場合ニ於テハ之ヲ有効トス

『三』
第四十四条 株主ノ決議権ハ壹株毎ニ一個トス

『四』
第四十五条 株主事故アリテ總會ニ出席シ能ハサルトキハ委任状ヲ付シタル代理人ヲ出席セシムルコトヲ得但シ当会社株主外ノモノ及ヒ当会社ノ役員ヲ代理人トスルヲ得ス

『五』
第四十六条 株主未丁年者ナルカ若クハ癡癲白痴ナルトキハ後見人又ハ相当ノ代人ヲ出席セシムルコトヲ得
『六』
第四十七条 總會ノ決議ハ之ヲ議事録ニ登録シ議長書記及株主總代三名以下記名捺印ノ上会社内ニ之ヲ保存ス

第六章 計算及配当

『七』
第四十八条 会社ノ計算年度ハ毎年七月ヨリ翌年六月ニ至ルヲ一期トス

計算年度末ノ計算書ハ毎年七月ノ定式總會ノ決議ヲ經テ確定ス
『八』
第四十九条 当会社毎期ノ計算ハ毎期ノ總収入金額ヨリ諸経費及損失金等ヲ控除シ残額ヲ以テ益金ト為シ再ヒ其益金中ヨリ左ノ割合ヲ以テ積立金別途積立金賞与金ヲ控除シ其残額ヲ各株主ニ配当ス

- 一 益金百分ノ十以上二十以下 積立金
- 一 同 百分ノ五以上十五以下 別途積立金
- 一 同 百分ノ五以上十五以下 役員賞与金
- 一 同 若干 株主配当金

第七章 社印及役印

『四』『九』
第五十条 当会社ノ印章左ノ如シ

南洋貿易株式	方一寸一分
会社印	

第五十一条 株券其他重要ノ書類ニハ社長取締役連署シ諸官署宛ノ文書其他普通ノ文書ニハ社長署名シ社印及役員ヲ押捺ス

第八章 任意解散

『一』
第五十三条 当会社ハ株主總會ノ決議ニ依リ解散スルコトヲ得

但シ解散ノ場合ハ總會ニ於テ残務取扱ノ為メ精算人二名以上ヲ選挙シ尚処務規定等ノ事ヲモ議定スヘキモノトス

第九章 定款ノ変更

第五十二条 此定款ハ法律ノ規定又ハ会社設立免許状ニ付シアル条件ニ背カサル限ハ株主總會ノ決議ニ依リテ変更改正スルコトヲ得

右之通仮定款ヲ作り發起人一同茲ニ署名捺印ス

明治貳拾九年十二月貳拾壹日 (異筆)「東京市本郷区
東北町貳拾六番地 大井 憲太郎」 (朱印)

(異筆)「岐阜県上石津郡時村上区六番戸
三輪 準一」 (朱印)

(異筆)「茨城県猿島郡新郷村大字中田七十一番
小久保 喜七」 (朱印)

(異筆)「茨城県結城郡中結城村大字菅谷五拾三
番地

大久保要造」 (朱印)

(異筆)「岐阜県山県郡巖美村福富十八番戸
石井 鼎」 (朱印)

(異筆)「岐阜県不破郡垂井町五十番戸
古井 由之」 (朱印)

(異筆)「愛知県名古屋市吹出町廿四番戸
祖父江 道雄」 (朱印)

- (異筆)
「東京市芝区公園第九号地五番
小川 政孝」^(朱印) ㊦
- (異筆)
「愛知県海東郡津島町八百九十八番地
加藤喜右衛門」^(朱印) ㊦
- (異筆)
岐阜県賀茂郡大田町百七十六番戸
当時名古屋市南呉服町百十四番戸寄留
林 照太郎」^(朱印) ㊦
- (異筆)
「岐阜県多芸郡船着村五十八番戸
谷 金吾」^(朱印) ㊦

註

- (1) 車田謙治『国父孫文と梅屋庄吉』(六興出版、1975年) 59・61-62頁。読売新聞西部本社編『盟約ニテ成セル梅屋庄吉と孫文』(海鳥社、2002年) 34-35頁、小坂文乃『革命をプロデュースした日本人』(講談社、2009年) 40頁。
- (2) 車田『国父孫文と梅屋庄吉』65頁。梅屋庄吉『わが影』(Mパター旧友会開催時配布小冊子、1926年、小坂文乃氏よりコピー受領) 8-9頁には、「明治二十七年三月東京に出て故大井憲太郎氏(当時麹町区隼町に在住)を訪ひ、氏を勧説して南洋貿易及移民の計企をなし、氏と共に南洋に赴き画策する處あり」とある。
- (3) 石川諒一編集・加藤平四郎監修『民権自由党史』(民権自由党史出版局、1929年) 426頁。福島新吾「馬城 大井憲太郎伝」解題(附)伝記資料の補足(平野義太郎・福島新吾編『大井憲太郎の研究 馬城大井憲太郎伝別冊』風媒社、1968年)参照。
- (4) 宮崎龍介・小野川秀美編『宮崎滔天全集』第1巻(平凡社、1971年)所収「三十三年之夢」92-93頁。
- (5) 『日本全国商工人名録 全 東京府 神奈川県』第二版(日本全国商工人名録発行所、1898年)い甲ノ二百九に、「大井憲太郎 南洋貿易商会 三島町10 ×新九四三 雑品業 ●一五、〇〇〇 ▲六七、〇〇〇」(「×新九四三」は電話番号、「●一五、〇〇〇」は所得税15円、「▲六七、〇〇〇」は営業税67円の意)とある。福島「馬城 大井憲太郎伝」解題(附)伝記資料の補足 および同氏編「大井憲太郎関係年表」(『大井憲太郎の研究 馬城大井憲太郎伝別冊』所収)参照。
- (6) 福島新吾「大井憲太郎の性格と思想」(『明治文学全集12 大井憲太郎 植木枝盛 馬場辰猪 小野梓集』筑摩書房、1973年)。
- (7) 中元崇智「栗原亮一と旧自由党系のアジア通商計画」(『日本歴史』683号、2005年)。
- (8) 高村直助『会社の誕生』(吉川弘文館、1996年) 175頁によれば、同法に定められた株式会社設立の手続きは、「四人以上の発起人が目論見書と仮定款を添えて地方長官經由で主務省に出願し、主務省の発起認可を受け、そのうえで株主を募集して、総株確定後に創業總會を開催して、定款・取締役・監査役を決定し、あらためて主務省に出願して設立免許を受け、その後四分の一払込みのうえで裁判所に登記する」というものである。
- (9) 大久保要造は1868年(慶応3)生まれ。旧姓西村。茨城県中結城村村長を務め、1895年(明治28)県会議員。のちに東京に人造肥料会社を設立して社長となる。帰郷後自動車会社を設立。めぐまれない子らの養育にも尽くす。1946年(昭和21)死去(『日本人名大辞典』講談社、2001年、340頁)。
- (10) 小久保喜七は1865年(慶応元)生まれ(明治30年1月25日付愛知県知事宛茨城県知事回答、『会社関係書類綴』所収)。1883年(明治16)茨城県猿島郡の自由党代表に選ばれる。1884年(明治17)郷里に中田文武館を創設し自ら館長となり撃剣をおこなう。同年加波山事件で逮捕入監。1885年(明治18)無罪放免。同年大井憲太郎の誘いに応じて大阪事件に参画逮捕されたが、大井の陳述に助けられ無罪となる。1889年(明治22)の大隈重信襲撃事件では、関与を疑われ逮捕されるも翌年無罪。放免後、大井の意見で自由党(再興自由党)幹事に就任する(広瀬順昭監修・編集『小久保喜七談話速記・来島恒喜君五十年忌法要追懐談』憲政史編纂会旧蔵政治談話速記録第4巻、ゆまに書房、1998年、37-38・41・47-50・100・149・152頁)。1892年(明治25)茨城県県会議員。県会副議長も務めた。1896年県会を引退(『新訂 政治家人名事典 明治～昭和』日外アソシエーツ、2003年、240頁)。1899年(明治32)台湾に通信社を興す(『小久保喜七談話速記・来島恒喜君五十年忌法要追懐談』216-217頁)。1908年(明治41)から衆議院議員に6回当選。立憲政友会に属し幹事、政調会長を務めた。1928年(昭和3)貴族院議員。小田急鉄道取締役も務めた。1939年(昭和14)死去(『新訂 政治家人名事典 明治～昭和』240頁)。
- (11) 三輪準一は1864年(元治元)生まれ(明治30年1月23日付愛知県知事宛岐阜県知事回答、『会社関係書類綴』所収)。1891年(明治24)から岐阜県県議員に3回当選(上石津郡選出)(『岐阜県史』通史編近代上、1967年、296・300・338頁)。1897年(明治30)の三輪準一借金(大垣共立銀行)返済状況調書が谷金吾家に伝わる(『岐阜県所在史料目録第6集 谷家文書目録』岐阜県歴史資料館、1980年、98頁(史料番号4719))。1903年(明治36)、上石津郡時村で男3名・女15名を雇用する織物工場「三輪羽二重機業場」の操業を始めた(『岐阜県史』通史編近代中、1970年、

- 1056-1057頁)。
- (12) 石井鼎は1862年(文久2)生まれ(明治30年1月23日付愛知県知事宛岐阜県知事回答)。
- (13) 古井由之は1865年(元治2)生まれ(『新訂政治家人名事典 明治～昭和』541頁)。1895年から岐阜県会議員に2回当選(不破郡選出)(『岐阜県史』通史編近代上、300頁)。明治29年12月20日付大垣共立銀行宛谷金吾・古井の借入金証券、明治30年8月21日付古井・谷宛大垣共立銀行本店元利返金約定日通知書、明治31年6月8日付古井・谷宛大垣共立銀行高田支店入金案内状が谷家に伝わる(『岐阜県所在史料目録第6集 谷家文書目録』97(史料番号781)-98(史料番号4712)・102頁(史料番号4335))。1898年大垣共立銀行および大垣貯蓄銀行の取締役に就任。美濃実業銀行監査役、真利銀行取締役、養老銀行取締役も務めた(『大垣共立銀行百年史』大垣共立銀行、1997年、29・36・67・99・119頁)。1902年(明治35)から衆議院議員に連続4回当選。立憲政友会に所属。(株丸三商店社長も務めた。1937年(昭和12)死去(『新訂政治家人名事典 明治～昭和』541頁)。
- (14) 祖父江道雄は1853年(嘉永6)生まれ(『名古屋市会史』第一巻、名古屋市会事務局、1939年、323頁)。石版社社員。1881年(明治14)の愛知自由党の設立に関与(長谷川昇『博徒と自由民権』中公新書、1977年、134頁)。名古屋事件で検挙されるも無罪(坂垣退助監修『自由党史』下巻、五車楼、1910年、336-337頁)。1890年(明治23)の「高等警察調査ニ関ル景況書」に、自由党(再興自由党)の「重立タル者」として祖父江の名がある(『愛知県史』資料編25、2009年、42「愛知県の政党・政社の状況(高等警察調査)」)。自由党と進歩党が合同した1898年7月17日の憲政党愛知支部設立に際しては、常議員に指名された(『愛知県史』資料編25、49「憲政党愛知支部の設立」)。名古屋市会議員として、1889年の初期選挙当選以来、1906年(明治39)の瀆職違反事件による失格まで、在職16年6カ月に及ぶ。1924年(大正13)死去(『名古屋市会史』第一巻、426-427頁)。
- (15) 小川政孝は1843年(天保14)生まれ。1897年3月当時無職(明治30年3月9日付愛知県知事宛東京府知事回答、『会社関係書類』所収)。
- (16) 加藤喜右衛門は1857年(安政4)生まれ。東京で法律・経済・財政等を学ぶ。1879年(明治12)津島村会議員。1882年(明治15)津島村衛生委員、翌年海東海西郡連合会議員。1884年(明治17)愛知県会議員に当選し、常置委員・参事会員を歴任。1891年の濃尾地震においては、知事より震災土工委員を委嘱された。1892年衆議院議員に当選(『津島町史』1938年、729-730頁)。
- 自由党に所属したが、1898年の総選挙で落選(鈴木清節『三河憲政史料』三河憲政史料刊行会、1941年、247・260頁)。憲政党愛知支部設立に際しては発会式の座長を務め、祖父江と同じく常議員に指名された(『愛知県史』資料編25、49「憲政党愛知支部の設立」)。また、名古屋雑穀炭取引所理事長・名古屋蚕糸綿布取引所理事長・真宗生命保険株式会社専務取締役・愛国生命保険株式会社取締役・尾西鉄道株式会社常務取締役・全国鉄道同志会幹事も歴任。1923年(大正12)死去(『津島町史』730-731頁)。
- (17) 林照太郎は1855年(安政2)生まれ(明治30年1月23日付愛知県知事宛岐阜県知事回答)。1888年(明治21)から岐阜県会議員に2回当選(加茂郡選出)(『岐阜県史』通史編近代上、295・298頁)。
- (18) 谷家は、多芸郡船付村の大地主であり、頭百姓・庄屋役・輪中惣代を勤める。幕末には尾張藩の御用金調達に貢献し、美濃国同藩領では屈指の富農であった。維新後は戸長を勤め、数多くの公職に就く(『岐阜県所在史料目録第6集 谷家文書目録』「はじめに」)。谷金吾は1867年生まれ(明治30年1月23日付愛知県知事宛岐阜県知事回答)。1901年の濃尾大地震に際し、救済請願活動のため上京する(『岐阜県所在史料目録第6集 谷家文書目録』126頁)。1905年(明治38)から岐阜県会議員に2回当選(多芸郡選出)(『岐阜県史』通史編近代上、300頁)。1906年大垣共立銀行の取締役に就任。同行株を200株(10,000円)保有。大垣貯蓄銀行取締役、真利銀行頭取、養老銀行取締役も務めた(『大垣共立銀行百年史』23-24・67・99・119頁)。
- (19) 自署と判断した根拠は、紹介史料が署名捺印が求められる公文書である点、すでに公開されている大井の署名と紹介史料の筆跡が似通っている(例えば、明治40年1月24日消印福田英子宛大井憲太郎書簡、早稲田大学中央図書館所蔵、請求記号：ヲ01_06204_0020と紹介史料を比較した場合、「憲」11画から12画に続く筆遣いに、大井固有の特徴が共通して確認できる)点、また平野『馬城 大井憲太郎伝』(大井馬城伝編集部、1938年)巻頭から7枚目の「大井憲太郎書」の印章と紹介史料の印章がほぼ同一である点による。
- (20) 本稿が対象とする1896年12月から1897年10月は、1891年3月に立憲自由党から党名変更した自由党が存在する。よって、旧自由党系(1881年10月結成の自由党は1884年10月に解党。栗原が「亜細亜貿易趣意書」を執筆した1887年は、自由党は存在しない)に連なる大井・小久保・祖父江に、1891年に党名変更した自由党に少なくとも1894年3月の第三回衆議院総選挙以前に入党していた加藤(『三河憲政史料』238・247頁)

を加えた集団を、自由党系グループと称する。

- (2) 地方名望家の定義は一様ではないが、さしあたり本稿では、高久嶺之介氏の「郡レベル以上で経済力を有する政治行政上の有名人」(高久嶺之介『近代日本の地域社会と名望家』柏書房、1997年、16頁)を意識している。明治30年1月23日付愛知県知事宛岐阜県知事回答・明治30年1月25日

付愛知県知事宛茨城県知事回答・明治30年3月9日付愛知県知事宛東京府知事回答に記載する発起人の不動産・動産・地租・所得税の状況は、次表の通り。明治30年3月19日施行農商務大臣宛愛知県知事株式会社発起申請進達案伺(『会社関係書類綴』所収)副申には、「発起人ハ概子相当ノ財産ヲ有セリ」とある。

不動産・動産・地租・所得税の状況

氏名	不動産	動産	不動産・動産の概算額	地租	所得税
大井憲太郎	無	不詳	不詳	無	21円
小川政孝	無	公債	2,500円	無	3円
小久保喜七	3町3反6畝29歩	—	2,030円	15円	無
大久保要造	土地家屋	公債	20,000円	48円	4円
古井由之	30,000円	25,000円	55,000円	150円	9円
石井鼎	12,500円	3,000円	15,500円	143円	4円
谷金吾	112,100円	25,700円	137,800円	934円	33円
三輪準一	26,010円	54,000円	80,010円	25円	5円
林照太郎	6,427円	600円	7,027円	67円	—

* 祖父江道雄・加藤喜右衛門を除く。

* 地租・所得税は、銭以下切捨て。